

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成○年○月○日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、A会社B支店において事務職として業務に従事していた。請求人によれば、平成○年○月○日、通勤途中、体調不良のため自宅近くの病院に立ち寄るため、自転車で移動していたところ、信号無視した自動車に接触され負傷した（以下「本件災害」という。）。

請求人は、同日、Cクリニックに受診し、「外傷性頸部腰部症候群、頭部打撲、背部打撲、大腿部打撲、両手関節捻挫、嘔吐症」（以下「本件傷病」という。）と診断され、通院加療を行った。

請求人は、本件傷病は通勤によるものであるとして、監督署長に療養給付の請求をしたところ、監督署長は、本件災害は通勤に起因して発生したものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成○年○月○日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、請求人の本件傷病が通勤によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人は、公開審理において、体調不良により病院に寄ってから出勤する予定であったことは認めるものの、自宅から事業場に電話した事実はなく、休暇取得のために事業場に電話連絡をしたのは本件災害の後に1回のみであると述べ、本件災害は休暇取得中の事故ではないと主張している。

(2) 一方で、請求人は、平成○年○月○日に実施された監督署における聴取では、「この日は通常の始業時間である8時40分に間に合いそうになく、午前半休をいただくつもりで、自宅を出る前に具合が悪いため病院に寄る旨を会社に連絡しました。」と述べるとともに、平成○年○月○日に実施された審査官による聴取では、「その日は、気分が悪くなったので朝病院に寄ってから、事業場に出勤しようと思い、自宅から電話で事業場に『病院に寄って行きます』と申し出て、家を出ました。」と述べている。

(3) 会社への休暇取得の連絡時間を本件災害の前から本件災害の後に訂正する請求人の主張は、本件事故から1年以上が経過した時点でのものであり、自身の主張を裏付ける客観的資料を提出していないことから、当該主張の信憑性は極めて低いと言わざるを得ず、請求人の主張を採用することはできない。

(4) なお、仮に請求人の主張を採用して、休暇取得連絡の時間が本件災害の後だったとした場合であっても、請求人が通勤途上にD病院に受診しようとした行為は「日常生活上必要な行為」と考えられるものの、E医院に受診することを目的として、通常経路とは反対方向に向かっていること及び平成○年○月○日の監督署担当官からの電話聴取で、「もし事故がなければE医院を受診した後にいつもの出勤経路を通して出社する予定でした。」と述べていることから、

本件傷病は、通勤経路の逸脱中に発生したものであり、通勤によるものとは認めることはできないことを付言しておく。

- 3 以上のとおりであるから、本件傷病は、請求人の休暇中の私的行為によって発生したものであり、通勤によるものとは認めることができず、したがって、監督署長が請求人に対してした療養給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。